兵庫県電気協会定款
（令和５年６月改定）

第１章　総　則

（　名　称　）
第１条　　本会は、兵庫県電気協会と称する。（以下本会という）

（　組　織　）
第２条　　本会は、兵庫県内の電気事業者・電気鉄道業者・自家用電気施設者・電気工事業者・電気機械器具材料製造加工業者・その他本会の目的遂行に援助をなすもので組織する。

（　目　的　）
第３条　　本会は、電気施設と電気技術の進歩向上及び会員相互の親睦をはかることを目的とする。

（　事　業　）
第４条　　本会は、第３条の目的達成のため、次の事業を行う。
⑴ 電気施設と、電気技術の研究並びに指導。
⑵ 電力利用合理化の研究と指導。
⑶ 電気従業者の育成と、優秀従業者の表彰。
⑷ 講習会、見学会の実施と会員の研究発表。
⑸ その他の本会の目的達成に必要と認められる事業。

（ 所 在 地 ）
第５条　　本会の本部を神戸市に、支部を姫路市に置く。

第２章　会　員

（会員の区別）
第６条　　本会の会員は名誉会員と正会員とする。但し、名誉会員は、役員総会の推薦とする。

（入会及び退会）
第７条　　本会に入会するときは、所定の入会申込書を提出し、退会するときは、退会届を提出しなければならない。

（　会　費　）

第８条　　会員は、本会の定める会費を納入しなければならない。

（　除　名　）

第９条　　会員は、次の事項に該当した場合は役員総会の決議により除名する。

⑴ 本会の名誉を毀損したもの。

⑵ 本会の目的遂行に違反したもの。

⑶ 会費の納入を６ケ月以上怠ったもの。

（　失　格　）

第１０条　本会を退会または、除名されたものは、定款に定めるすべての資格を失うものとし、既存会費は返還しない。

第３章 役　員

（　構　成　）

第１１条　本会に次の役員を置く。

会長１名	監事３名
副会長２名	理事約３０社
姫路支部長１名	評議員約１５社
姫路副支部長２名	常任幹事若干名
運営委員長１名	幹事若干名
技術部会長１名	
専務理事１名	
姫路支部専務理事１名	

２．なお、必要に応じ顧問・参与を置くことができる。

（役員の任務）

第１２条　会長は、本会を代表して会務を総括する。

２．副会長は、会長を補佐し、会長職に事故があるときは、会長の職務を代行する。

３．専務理事は、会長・副会長を補佐し、本会一切の業務を掌理する。

４．理事は、理事会を組織し、本会の運営に関する事項を審議する。

５．理事会の小委員会として、運営委員会及び技術部会を設け、本会の運営並びに、電気技術の向上について、研究推進する。

６．評議員は、他の役員とともに、役員総会を組織し、本会の運営に関する大綱並びに、会長が重要と認め、付議した事項を審議する。

７．監事は、本会の会計状況を監査する。

８．常任幹事及び幹事は幹事会を設け、本会の実務について立案する。

９．姫路支部役員の任務については、姫路支部規定による。

（役員の選任）

第１３条　会長・副会長・理事・監事・評議員は通常総会において選任する。

２．専務理事・顧問・参与・幹事は、役員総会において選任する。

３．支部長・副支部長・支部専務理事は、支部規定により選出し、役員総会の承認を得なければならない。

４．運営委員長・技術部会長は、それぞれの構成員の互選により選出し、役員総会の承認を得なければならない。

（役員の委嘱）

第１４条　それぞれの機関により選出された役員は、会長がこれを委嘱する。

（　任　期　）

第１５条　役員の任期は２ヶ年とし、通常総会終了の日までとする。但し、再任をさまたげない。

２．役員に欠員を生じこれを補充する必要がある場合、会長が当該前任者の推薦に基づき後任者を選任し、次期の通常総会・役員総会においてその承認を得るものとする。
但し、補充による後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

第４章　職　員

（　職　員　）

第１６条　本会に、次の職員を置く。

事務局２名（本部１名　支部１名）

（　任　免　）

第１７条　職員の任免は、会長がこれを行う。

第５章　会　議

（　会　議　）

第１８条　総会を分けて、通常総会・臨時総会とする。但し、臨時総会は、役員総会において過半数、または会員の５分の１以上の要求があったときに、これを開催する。

２．通常総会は、年１回開催する。

３．役員総会は、年１回開催する。

４．理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

５．運営委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

６．技術部会は、部会長が必要と認めたときに開催する。
７．幹事会は、専務理事が必要と認めたときに開催する。
８．支部役員は、総会並びに役員総会、理事会、運営委員会、技術部会に出席する。支部専務理事は、幹事会にも出席する。

（　議　長　）
第１９条　総会・役員総会・理事会の議長は、会長が当たり、会長に事故があるときは、副会長が当たる。
２．運営委員会の議長は、委員長が当たる。
３．技術部会の議長は、部会長が当たる。
４．幹事会の議長は、専務理事が当たる。

（　議　決　）
第２０条　総会及び役員総会並びに理事会の議決は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決める。
２．但し、次の事項に関する限り、全会員の２分の１以上が出席し（委任状を含める）その３分の２以上の同意を必要とする。
⑴ 本会の解散
⑵ 特に重要な事項
３．運営委員会・技術部会・幹事会は合議制とし、やむを得ないときは、議長がこれを決する。

第６章　会　計

（会 計 年 度）
第２１条　本会の事業年度は、１ケ年とし、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（　予　算　）
第２２条　年度の予算及び決算は、総会の承認を得なければならない。

（　収　入　）
第２３条　本会の会計は、会員の納付する会費及び寄付金、その他の収入で賄う。

第７章　会　費

（　会　費　）
第２４条　会費は、別に定める会費細則による。

第８章　支　部

（　名　称　）

第２５条　本会の業務運営上、支部を設け、兵庫県電気協会姫路支部と称する。（以下支部という）

（　区　域　）

第２６条　支部の構成区域は、原則、関西電力送配電株式会社兵庫支社（播磨・但馬）の電気供給区域とする。

（　規　則　）

第２７条　支部に支部規定を制定し、会長の承認を得なければならない。

第９章　付　則

（　変　更　）

第２８条　本定款は、通常総会において、出席会員の５分の３以上の同意がなければ変更することができない。

２．本定款の施行に必要な事項は、細則でこれを定める。

以　　上

別紙

会　費　細　則

（平成２４年改定）

事業別 ＼ 項目		１ヶ月会費	年会費 前納	６ヶ月会費 前納
① 個人		３５０	３，９００	２，１００
② 電気・設備・システム等の工事会社および電気設備管理事務所		５５０	６，３００	３，３００
③ 組合または会とそれに準じる組織（社内管理部門含む）		７００	８，１００	４，２００
④ 電気･設備・システム等を販売または管理運営する会社あるいは組織		９５０	１１，１００	５，７００
⑤ 上記以外の会社・組織 受電電力	100KW 未満	５５０	６，３００	３，３００
	100KW～　500KW 未満	７００	８，１００	４，２００
	500KW～　1,000KW 未満	９５０	１１，１００	５，７００
	1,000kW～　5,000KW 未満	１，３５０	１５，９００	８，１００
	5,000KW～　10,000KW 未満	２，０５０	２４，３００	１２，３００
	10,000KW 以上	３，１５０	３７，５００	１８，９００
⑥ 電気事業者		５，２００	６２，１００	３１，２００